

福岡医発第2597号(地)
平成23年 3月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

自立支援医療費の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて

自立支援医療（精神通院医療）におきましては、平成24年3月31日までの経過措置として、自立支援医療の対象外である一定以上の所得（市町村民税所得割23万5千円以上）がある方であっても、高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）に該当する方については、自立支援医療の対象とされておりましたが、福岡県における今後の経過的特例の取扱いについて、福岡県福祉労働部障害者福祉課より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 福富稔明
会長 蒲池 壽

福岡県医師会長
福岡県精神科病院協会会長
福岡県精神神経科診療所協会会長
福岡県薬剤師会長

殿

福岡県福祉労働部障害者福祉課長

(自立支援係)

自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて（通知）

本県の障害者福祉の向上に、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、自立支援医療（精神通院医療）におきましては、平成24年3月31日までの経過措置（以下、「経過的特例」とする）として、自立支援医療の対象外である一定以上の所得（市町村民税所得割23万5千円以上）がある方であっても、高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）に該当する方（以下「経過的特例措置該当者」とする。）につきましては、自立支援医療の対象としてきたところですが、この度、今後の経過的特例の取扱いについて、厚生労働省より別添のとおり通知がありました。

つきましては、福岡県（政令市除く）における自立支援医療受給者証（精神通院医療）及び自己負担上限額管理票（以下「受給者証等」とする。）について、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

記

1 厚生労働省からの事務連絡の概要

- ・ 経過的特例の適用は、原則として平成24年3月31日まで。
- ・ 今後の取扱いが決定するまでの間、受給者証に「経過的特例が延長された場合は平成〇年〇月〇日までとする」等の記載をすることにより、経過的特例が延長された場合の受給者証の有効期間の延長を不要とする措置を取っても差し支えない。

2 福岡県（政令市除く）における受給者証等の取扱いについて

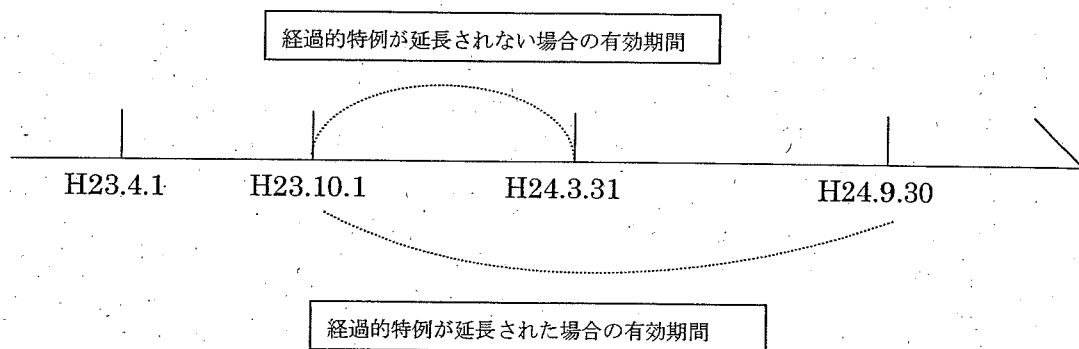
経過的特例が延長された場合に備えた措置として、受給者証等の余白に「※経過的特例が延長された場合有効期限は平成〇年〇月〇日までとする」と記載します。（平成〇年〇月〇日は経過的特例が延長された場合における有効期間の終了日を記載します。）

3 今回の取扱いの対象となる方

自立支援医療（精神通院医療）の有効期間の開始日が、「平成23年5月1日」以降である経過的特例措置該当者

※ 経過的特例措置該当者以外の自立支援医療（精神通院医療）受給者につきましては、受給者証等における取扱いの変更はありません。

(例) 自立支援医療（精神通院医療）の有効期間の開始日が平成23年10月1日である場合



- ・ 受給者証等の有効期間欄への記載内容
「平成23年10月1日より平成24年3月31日まで」
- ・ 受給者証等の余白への記載内容
「※経過的特例が延長された場合有効期限は平成24年9月30日までとする」

各都道府県、指定都市、中核市
障害保健福祉主管部(局)御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて

自立支援医療につきまして、平素より御尽力いただき御礼申し上げます。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療の利用者負担については、所得に応じた負担上限月額を設けるなどの負担軽減措置等を講じているところですが、下記の2点については、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）において、平成24年3月31日までの経過的特例としているところです。

このことから、今後の取扱いが決定するまでの間に経過的特例の対象となる方へ支給認定を行う場合は、経過的特例の適用は平成24年3月31日までとすることを原則としますが、各自治体の判断により、受給者証に「経過的特例が延長された場合は平成〇年〇月〇日までとする。」等の記載をすることにより、経過的特例が延長された場合の受給者証の有効期間の延長を不要とするなどの措置を取っても差し支えないこととします。その際には、各関係機関において混乱及び取扱いに誤りがないよう、経過的特例及び当該措置に関して趣旨等の周知をお願いします。

なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市町村担当者に当該事務連絡を配布していただくよう併せてお願いします。

記

- 1 高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）の方については、市町村民税の所得割の額が23万5千円以上の世帯に属する方も自立支援医療の対象とし、負担上限月額を2万円としている経過的特例
- 2 育成医療の中間所得層（市町村民税所得割額＜23万5千円）の方については、負担上限月額を市町村民税所得割3万3千円未満の世帯は5千円、市町村民税所得割3万3千円以上23万5千円未満の世帯は1万円としている経過的特例

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係 瀧田
TEL:03-5253-1111(内 3057)
E-mail:jiritsuiryou@mhlw.go.jp